

# 令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ-3-1))

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと(施策目標Ⅲ-3-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	<b>担当 部局名</b>	労働基準局補償課 労災管理課 政策統括官(統計・情報システム管理、労災関係担当)	<b>作成責任者名</b>	補償課長 黒部 恭志 労災管理課長 宮下 雅行 賞金福祉統計官 外山 恵美子
<b>施策の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者災害補償保険では、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行っている。</li> <li>建設アスベスト訴訟において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを受けて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金の支給を開始している。</li> </ul>				
<b>施策を取り巻く現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、労災保険の新規受給者数は年間75万人を超える状況にある中、労災補償行政の使命は、被災労働者に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等を行うことにより、セーフティネットとしての役割を担うことにある。また、過労死等の職業性疾病をめぐり国民の関心は高く、過労死等に係る労災請求件数は令和6年度には4,000件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にあり、これらの労災請求事案に引き続き迅速かつ公正に対応していく必要がある。</li> <li>給付金法に基づき、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等からの請求を受け、給付金の支給を受ける権利の審査・認定を行い給付金の支給を行っている。また、「労災支給決定等情報提供サービス」を設け、過去に石綿関連疾病の労災保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金の支給を受けたことがある者に対し、給付金の請求に必要な情報の提供や添付書類の一部を省略可能とする等、給付金の迅速かつ簡便な支給を図っている。令和6年度末時点における給付金等の支払件数は8,042件となっているが、石綿関連疾病は潜伏期間が長く、対象者は今後相当期間生じると考えられ、引き続き給付金の迅速な支給を行う必要がある。</li> </ul>				

<b>施策実現のための課題</b>	1	労災保険給付の新規受給者数については、近年75万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、デジタル化の推進や迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、令和6年度には労災請求件数は過去最多の4,810件に至るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。
	2	給付金法に基づく給付金の支給を令和4年1月19日以降開始しており、同法に基づく給付金の支給を円滑に行う必要がある。

	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
<b>各課題に対応した達成目標</b>	目標1 (課題1)	労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮	被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。
	目標2 (課題2)	給付金法に基づく給付金の円滑な支給	最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図る必要があるため。

## 達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	17日	平成28年度	17日	令和8年度	17日 19日	前年度(19日)以下 23日	前年度(23日)以下 23日	前年度(23日)以下 23日	前年度(23日)以下 23日	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があること、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、労災保険給付の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和7年度の目標値については、近年、複雑困難事案の請求件数が増え、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短で1か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	216日	平成28年度	215日	令和7年度	215日 251日	215日 261日	215日 278日	215日 277日	215日	精神障害事案等の複雑困難事案については、認定を行うための調査等に時間を要するところであり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、精神障害事案の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和7年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。
(参考指標)					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3 労災保険給付の新規受給者数					678,604人	777,426人	781,432人	761,976人(速報値)	/	現状を把握するための重要な指標である。	
4 審査請求取消件数					231件	195件	179件	169件	/	現状を把握するための重要な指標である。	
5 精神障害事案の請求件数					2,346件	2,683件	3,575件	3,780件	/	現状を把握するための重要な指標である。	
6 精神障害事案の決定件数					1,953件	1,996件	2,594件	3,509件	/	現状を把握するための重要な指標である。	

達成手段1 (開始年度)	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
(2) 労働災害動向調査費 (昭和27年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	006902
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度) ※(2)、(4)、(6)及び(7)を除く	※ ※	※ ※	※	1, 2	※	002450
(4) 労働安全衛生調査費 (昭和41年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002452
(5) 職務上年金給付等交付金に必要な 経費 (平成21年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002449
(6) 労働基準行政関係相談業務等の外部 委託化経費 (平成28年度)	※ ※	※ ※	※	1, 2	※	002447
(7) 就労条件総合調査費 (平成12年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002401

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
7 6か月以内の支給決定等件数/労 災認定に基づく請求件数 (アウトカム)	-	-	100%	令和7年度	-	-	-	100%	100%	特定石綿被害建設業務労働者等からの請求に対して、迅速に給付金の支給を行うことにより、特定石綿被害建設業務労働者等への迅速な賠償が図られることから、[6か月以内の支給決定等件数/労災認定に基づく請求件数]を測定指標として設定した。	既に労災認定を受けている場合は監督署の認定書類等の確認で概ね完結できるため、迅速な手続きが必要である。

(参考指標)					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由
8	給付金等の支給件数				86件	3,118件	3,317件	1,521件		給付金法に基づき給付金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。

達成手段4	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID

施策の予算額(千円)	令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
	797,759,045		848,675,511		818,374,197			
施策の執行額(千円)	756,801,763		794,188,657					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		-		-		-

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の